

秋田県身体障害者卓球協会々則

(名称、事務所)

第1条 この会は、「秋田県身体障害者卓球協会」(以下、「卓球協会」という。)と称し、事務局を秋田県勤労身体障害者スポーツセンターに置く。

(会の目的)

第2条 この会は、卓球を通して身障者の卓球技術の向上、健康増進、会員相互の親睦と各団体との友好を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 毎週土曜日、秋田県勤労身体障害者スポーツセンターで練習する。
2. 各種大会へ選手を派遣する。
3. 加入を希望する身障者及び賛同者を積極的に勧誘する。
4. 会員の親睦、その他目的達成のための必要な事業を行う。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置き、任期を2年とする。役員を選出は会員の総意とし、再任を妨げないものとする。

- | | | |
|--------------|-----|-----|
| 1. 会 | 長 | 1名 |
| 2. 副 | 会 長 | 3名 |
| 3. 理 | 事 | 若干名 |
| 4. 監 | 事 | 2名 |
| 5. 事 務 局 長 | | 1名 |
| 6. 事 務 局 次 長 | | 1名 |

- (1) 会長は会務を統括し、会長が事故にあるときは副会長が代行する。
- (2) 理事は会務及び事業の企画立案にあたりるとともに、催事の実行にあたる。
- (3) 監事は会員の中から会長が指名し、会計を監査する。
- (4) 事務局長、事務局次長は総会の場で決定する。

(会議)

第 5 条 会議は總會及び理事会とし、会長が召集する。

- 1 總會及び理事会の議長には会長があたる。
- 2 会議の賛否は出席者の過半数以上をもって決する。

(経費)

第 6 条 会の運営に必要な経費は、次の資金により賄うものとする。

- 1 . 会員の会費 但し、年会費一人 2 0 0 0 円とする。1 0 月から 3 月まで入会した会員の会費は、1 0 0 0 円とする。
- 2 . 寄付金
- 3 . その他

(会計年度)

第 7 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(顧問)

第 8 条 この会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

顧問 戸井田 錬太郎 (秋田県卓球協会副会長)

(附則)

この会の役員は次の通りである。

会長 川村 保

事務局長 (会計) 三戸 学

事務局 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター

この会則は、平成 1 4 年 4 月 2 0 日施行。 平成 1 5 年 5 月 1 0 日改正。

平成 1 6 年 5 月 1 5 日改正。